

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 6年 5月 29日

事業所名 児童発達支援 ぱれっと

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		学習スペースや活動スペースを分けるなどの工夫を行い、適切にスペースの確保ができています。	
	2	職員の配置数は適切である	6			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6		日程や自由遊びの玩具を視覚化し分かりやすく生活空間を利用している。	トイレの段差はあるが、手すりをつけ段差を軽減できるようにしている。段差のみならず、危険になりうる箇所が無いか改めて確認し、改善に努める。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		毎日の清掃を欠かさずに行っている。また学習スペースや活動スペースを分けるなどの工夫を行い、適切にスペースの確保ができています	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6			
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	6			
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		外部の研修、リタリコでの事業所内研修を積極的に取り入れている。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6		会社で統一されている。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			ガイドライン等をまだ把握できていない職員もいるため、継続的にガイドラインの読み合せ等を行っていき、しっかり支援内容を理解した上で、日々の療育へつなげていけるよう努めていく。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	6			
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		職員が話し合いを行い、毎日の活動をかえながら児童のレベルや成長段階にあったプログラムを工夫して行っている。	
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	6				

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6			
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		翌朝のミーティングにて情報共有している為、反省を踏まえて日々の療育へ活かすことができている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6			
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		児発管と公認心理も会議へ参画している。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6			
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	-	-		現時点では当該児童の受け入れはないが、受け入れの際は「各関係機関との連携は必須である」と考えている
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	-	-		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		モニタリング会議や担当者会議にて情報交換を行っている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	6		経験や内容を踏まえながら、職員全員が受けれるように積極的に研修を受けている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	4	2	土曜日に数回、児童センターを利用し、地域の児童と交流を持た。	地域の児童センターが一か月前申請の為、計画的に利用を行う。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	4	2		職員への周知徹底に努めていく。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		送迎時に毎日の様子を伝えている。	仕事上、なかなか送迎時に会えない保護者へ伝える手段が連絡帳のみとなっている為、定期的に事業所内相談支援を行う。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	6		家庭連携支援や相談対応をするなど、定期的な実施を行っている。		
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6		契約時に必ず口頭での説明を行っている。新規契約者には契約時と初回の利用料の請求時にも説明を行っている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6		個別支援計画書は必ず保護者に説明を行い同意を得ている。	

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		事業所内相談支援を必要時に定期的に行っている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	1	4		今年度は職員体制を整えることに重点を置き、次年度に2回開催予定である。(6月と2月)
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6		事業所内相談支援を必要時に定期定期に行っている。	お仕事上、なかなか都合の合わない保護者への継続的な相談体制を計画的に行えるように取り組んでいく。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		毎週月曜日にSNS(LINE)で送っている。保護者からも好評である。	次年度からは保護者会や交流会の都度、お手紙として発行する予定である。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6		個別ファイルにて鍵付きのロッカーへ保管している。	左記を継続的に行う。
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	1	4		今年度は職員体制を整えることに重点を置いたため、行事開催ができなかったが、次年度は開催に向けて計画に取り組んでいく
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6		津波、地震を想定して避難訓練を実施している。	年に最低2回は行っているが、2~3か月に一回を目標として次年度は行う。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6			
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		アセスメントシートや契約時の面談等でしっかり把握し、職員へも周知している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6			現在アレルギーのある子が2名。保護者からの申し出で把握・対応している。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		報告書を本社へ提出し、他教室との情報共有を行っている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		外部の研修も積極的に受けている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			該当児は現在いないが、身体拘束についての継続的な研修を今後も受講していく

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。